

岩手県告示第 671 号

平成 20 年 9 月 10 日専決処分した平成 20 年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は、次のとおりである。

平成 20 年 9 月 24 日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 平成 20 年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 20 年度岩手県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,429,800 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,661,650 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
7 県 債		千円 919,000	千円 1,429,800	千円 2,348,800
	1 県 債	919,000	1,429,800	2,348,800
歳 入	合 計	10,231,850	1,429,800	11,661,650

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 公 債 費		千円 1,769,567	千円 1,429,800	千円 3,199,367
	1 公 債 費	1,769,567	1,429,800	3,199,367
歳 出 合 計		10,231,850	1,429,800	11,661,650

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業	千円 919,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。	千円 2,348,800	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。